

行事のご案内

大阪府生協連合会・KC's共催 消費者セミナー 「消費者裁判手続特例法ってなに?!」

大学生による漫才やコントと、弁護士の解説でわかりやすく学ぼう!

この制度ができれば、泣き寝入りしていた被害者の損害回復が容易に実現されます。今回のセミナーではこの制度について、大阪大学演劇部による漫才とコントを通じて、具体的にどのような場合の消費者被害が、集団的に回復されるのか、制度についての理解を深めていただけます。

◆とき 2015年3月17日(火) 13:30~15:30

◆会場 大阪府社会福祉会館501号室

(地下鉄「谷町六丁目駅」④番出口より谷町筋を南に250m谷町7丁目交差点を西へ50m)

◆プログラム

- <寸劇> 「たこ焼き」漫才 ちゃうかちゃん
- <解説> 消費者団体訴訟制度とKC'sについて
- <寸劇> コント「専門学校学納金返還」 ちゃうかちゃん
- <解説> 新制度解説 二之宮 義人弁護士 (KC's 常任理事)
- <意見交流> 質疑応答

お問い合わせ・参加申込みについて (参加無料です)

お名前、所属、連絡先を、以下の最寄りの団体までお知らせください。

- ◆主催 大阪府生活協同組合連合会
TEL: 06-6762-7220 FAX: 06-6762-7296
E-mail: na-nakamura@fm2.seikyoku.ne.jp
- 消費者支援機構関西 (KC's)
TEL: 06-6920-2911 FAX: 06-6945-0730
E-mail: info@kc-s.or.jp



2014年度ひょうご消費者セミナー

「正しく知ろうよ!健康食品 ~かしこい消費者になるために~」

7回目を迎える今回は、健康食品を正しく知るところをテーマに活動報告、寸劇、学習会を行います。健康食品(サプリメント)は本当に効くのか?薬の代わりになるのか?値段と品質・効果の関係は?薬と一緒に飲んで大丈夫?などなど、しっかり理解してかしこい消費者になりましょう。また、適格消費者団体からは、これまでに取り組んだ事例や新しい制度(集団的消費者被害救済制度)について報告します。

◆とき 3月19日(木) 13:00~15:30

◆会場 兵庫県民会館 11Fバルテホール

神戸市中央区下山手通4-16-3
(JR・阪神 元町駅より徒歩10分、地下鉄岸前すぐ)

◆プログラム 参加費無料(定員100名)

- <活動報告> KC's、ひょうご消費者ネット
- <寸劇> 健康食品消費者被害についての寸劇
アド☆コン座
- <講演> 「正しく知ろうよ!健康食品~かしこい消費者になるために~」
松浦 寿喜氏(武庫川女子大学生活環境学部教授)

◆主催 コープこうべ、兵庫県生協連、ひょうご消費者ネット、KC's

◆後援 兵庫県、神戸市(依頼中)



2015年度KC's通常総会の日程・会場のご案内

◆とき 2015年6月21日(土) 通常総会・記念企画 13:30-17:00予定

◆会場 エル・おおさか 南館5階 南ホール

大阪市中央区北浜東3-14 (J京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m)

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

No.52
2015.2.27

発行所 KC's事務局

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階

TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp

美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールズ に対する差止請求訴訟の訴えを取り下げました。

KC'sは、2015年1月30日、美術の通信教育を運営する株式会社講談社フェーマススクールズ(以下「KFS社」といいます)に対する差止訴訟を、訴えの取下げにより終了させました。

これは、KFS社が、2014年10月以降は受講生の新規募集活動を取りやめるとともに、現在在籍する受講生に対する役務提供終了後に会社を解散する、と差止訴訟手続において明言したことから、今後、同社が、新たな契約者(受講者)獲得のための勧誘活動をするおそれがなく、この差止訴訟を維持する必要はない、と判断したためです。

KFS社に対する差止請求の経過は以下のとおりです。

発端は2009年6月の消費者からの情報提供でした。「娘が中学三年生の時にイラストコンクールに応募したところ、“入選は逃したがいいものを持っている。評価をお伝えして、通信講座のご案内もしたいので、〇月〇日に近くの会場に来てください。”という文書が届き、熱心にすすめられて契約をした。受験で忙しくなり、課題も提出できないので解約したが、解約に伴う違約金が高すぎる」というものでした。

この情報提供者のケースは、3年間在籍はしたものの、契約に基づく役務(添削)は、24回中、4回しか提供を受けていないにもかかわらず、1,132,462円の受講料のうち、解約に伴う返金額が75,462円しかなく、違約金が高すぎ納付できない、というものでした。

KC'sでKFS社の「美術通信教育講座受講申込書」、「学則書」、「学則書取扱規定」を入手して検討をした結果、これらに記載されている条項が消費者契約法などの法律に照らして不当であると判断したことから、同社に対して「お問い合わせ」「再お問い合わせ」を行うとともに、



2010年10月9日訴訟提起時の記者会見の様子

最終的には、2010年4月27日付で、同社に対して、不当と思われる条項の修正・削除を求める「申入書」を送付しました(「申入れ」)。

KC'sからの「申入れ」に対して、KFS社からは、2010年6月24日付で回答を受領しましたが、その内容は、一部学則書等の記載を改善することは約束できるが、KC'sが求めた条項の修正・削除には応じられないというものでした。

これを受けて、KC'sでは、さらに元受講者やその家族から聞き取り調査を行うなどして検討を加えた結果、2012年10月9日、KFS社に対し、同社が使用する美術通信教育講座の契約条項の一部差止を求め大阪地方裁判所に差止訴訟を提起しました。

訴えの提起を受けて、KFS社は、2012年12月12日、訴訟を東京地方裁判所に移送しよう申し立てを行いました。2013年2月20日、大阪地方裁判所はKFS社の移送申立を却下しました。この却下の裁判に対してKFS社は不服申立(即時抗告手続)をしましたが、2013年5月14日、大阪高等裁判所はKFS社の抗告を棄却し、大阪地方裁判所で本件差止訴訟が審理されることが確定しました。

その後、KFS社は、この差止訴訟係属中の2013年10月に学則書を一部改訂し、受講生が

中途退学（中途解約）をした場合の役務提供の対価（学費や設備費など）の清算の方法を、それまで半年毎で清算をしていたものを、改訂後は、これを1か月毎に清算する方法に変更したことを明らかにしたため、原告であるKC'sは、訴えの内容を一部変更しました。

さらに、KFS社は、2014年12月19日の期日において、KFS社は、2014年10月以後は、受講生の新規募集活動を取りやめることにしたこと、現在在籍する受講生に対する役務提供終了後に会社を解散する旨、明らかにしました。

消費者政策関連の動きについて

(1) 消費者庁 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会のうごき

消費者裁判手続特例法を担う特定適格消費者団体が、被害回復関係業務を適正に行うため、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針（ガイドライン）等が策定されます。このガイドラインの在り方について検討を行うため、消費者庁が標記検討会を設置しています。

2014年12月11日に第10回検討会が開催され、適格消費者団体に対して、2回目のヒアリングが行われました。12月11日検討会にて、適格消費者団体に対するヒアリングがあり、KC'sにも発言の機会がありました。そこで提出した意見書と、意見書提出以降の検討会での検討内容に対する意見を発言しました。第11回までの資料と第11回までの議事録が公表されていますのでご紹介いたします。次回検討会は3月2日となっています。

詳しくは消費者庁ホームページ「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」をご覧ください。

(2) 大阪府消費者基本計画（案）のパブリックコメントに対する意見を提出しました

大阪府は、2014年12月10日から、2015年1月8日まで、「大阪府消費者基本計画（案）」に対する府民の方や団体等からの意見募集を行っていました。KC'sとして、主に適格消費者団体に関わる点についての意見を2015年1月8日に提出しました。

「大阪府消費者基本計画（案）」パブリックコメント意見書

2015年1月8日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
大阪府消費者基本計画の下記の枠組みに沿って意見

これを受け、KC'sは、今後、同社が新たな契約者（受講生）獲得のための勧誘活動をするおそれがなく、この差止訴訟を維持する必要はないと判断し、訴え取下げ手続により訴訟を終了させたものです。

この案件は、消費者からの情報提供から、訴訟の終了による解決まで、比較的長い時間がかかりましたが、差止請求訴訟係属中に、事業者側の判断によって、契約条項の使用（契約締結のための勧誘行為自体の停止）が実現した事例として、極めて意義深いものとなりました。

を提出しました。

（該当項目）第2章 消費生活をめぐる現状と課題3.府における消費者行政の課題と対応の方向性（4）消費者被害の防止・救済に次の内容を盛り込むべきです。（意見）不当な契約条項・勧誘・表示に対して是正を求め、差止請求訴訟のできる適格消費者団体と連携を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費者被害に関する情報を適時・適切に提供すべきです。また、消費者被害の回復ができる消費者裁判手続特例法が成立したので、これを担う特定適格消費者団体を目指す活動を支援することが必要です。（該当項目）第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念2.消費生活の現状等を踏まえた重要な視点（3）各主体の役割分担に応じた取組と連携に次の内容を盛り込むべきです。

（意見）消費者団体訴訟制度と適格消費者団体を効率的に活用するため、その活動や成果について府民・行政関係者に周知することが必要です。

（該当項目）第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の方向性基本目標Ⅳ どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり消費者被害の早期解決と救済に向けて3.消費者問題の早期解決支援（2）訴訟への支援及び＜具体的取組＞に次の内容を盛り込むべきです。

（意見）同種の消費被害の拡大が予想される場合は、適格消費者団体への情報提供などの連携を進めます。

（該当項目）第5章 関係機関、団体との連携強化等2.消費者団体等への支援と連携の＜具体的取組＞に次の内容を盛り込むべきです。

（意見）適格消費者団体と連携の具体化について、早急に協議を行う。

（該当項目）第6章 計画の推進体制と運行管理

（意見）第4章＜基本目標Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進＞が「消費者教育推進法第10条に基づく、府の消費者教育の推進に関する施策についての計画の性格を持つもの」とするのであれば、専門家や研究者、教育委員会、事業者団体、消費者団体等からなる専門の推進体制と進行管理の体

（該当項目）上記以外

（意見）消費者基本計画は、作成するだけでなく、府民・消費者団体とともに、毎年振り返って評価を行い、改善をしていくものと考えます。そのことからすると、施策の重点を決めること、数値目標を定めることが必要です。以上

差止裁判・申入れ活動について

(1) 結婚相手紹介サービスを運営する株式会社AIZENから、「申入書」に対する「回答」が届きました。

同社が提供する結婚相手紹介サービス体験の広告において、「0円婚活」との表示があります。これは主に「体験スタンダードプラン」を指すものと思われませんが、このプランにおいては、初回お見合決定時に32,400円の費用が掛かることから、お見合体験は有料となります。無料でお見合できるかのような「0円婚活」と表示することは、消費者に実際よりも「著しく有利である」との誤認を与えかねず、景品表示法などに反するものと判断し、「0円婚活」表示の停止を求め、2014年12月5日に「申入れ」を行っていました。同社から2015年1月9日「回答」が届きました。

■同社からの回答 ⇒ 新聞記事の中に32,400円の表記があるので問題はない。

(2) 貸衣装会社株式会社レンタルブティックひろに 対する差止訴訟の裁判が行われました。

貸衣装会社株式会社レンタルブティックひろに対して、キャンセルした場合に挙式日1年前でも30日前でも契約金額の30%の解約料を徴収するという貸衣装解約条項の一部の差止を求めて提訴していましたが、2015年1月22日に裁判が大阪地裁堺支部にて行われました。

現在、和解について協議が行われています。次回の裁判（期日）は2015年3月16日となりました。



(3) 冠婚葬祭互助会運営会社株式会社新大阪互助会の互助会契約における解約払戻金に関する問題の検討及び意見交換の結果の公表

同社の互助会契約の解除時において契約者の方から解約金が高いとの情報が寄せられ、当団体は、同社との間で、解約払戻金に関する問題に関し、書面による意見交換及び面談協議を行い、同社は、約款を一部改善し、解約払戻金を下げました。その結果を公表します。

(4) 英会話教室を運営する株式会社日米英語学院の継続的役務提供契約における中途解約清算規定等に関する検討及び意見交換の結果の公表

同社の語学教授サービス契約で使用されてい

る約款等を調査し、中途解約時の清算規定等につき、特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法）等に照らして、その適法性に疑問のある記載があったことから、同社との間で、書面による意見交換及び面談協議を行い、同社は、サービスの概要、入学契約約款を改訂し改善しました。その結果を公表します。

＜株式会社日米英語学院のサービス概要・入学契約約款で改善された主な点＞

特定商取引法の特定継続的役務提供に対する規制や、消費者にわかりやすい契約事項を心がける観点から、主として、以下の様な改善を実施されました。

- (1) 書面（契約書面・概要書面）の体裁について
 - ・文章や用語を、消費者にとって分かりやすいものに改めた。
 - ・ポイント制について記載するなど、実際の運用に鑑みて、消費者にわかりやすい記載に改めた。
- (2) 教材（関連商品）について
 - ・「教材一覧」を改訂し、また契約時に必ず交付するものとした。
 - ・教材費に関する規定を法的に整理し、特定商取引法の趣旨に適合するよう改訂した。
- (3) 入学金について
 - ・30,000円の入学金を、20,000円に減額変更した。
- (4) 中途解約時の清算条項について
 - ・役務提供（サービス）開始前の解約について、15,000円のほかに入学金を返還しないこととしていたが、入学金相当額は返金する形で改訂した。
 - ・役務提供（サービス）開始後の解約について、期間の経過をもって払い戻しを妨げる規定は、特定商取引法に違反するものであることから、この規定を削除した。
 - ・チケット制自由参加コースについて、実際に授業を受けていないチケットの払戻しを認める形に改めた。

KC'sのこれまでの差止裁判・申入れ活動はKC's ホームページトップページの [申入活動](#) のバナーをクリックください。

[消費者支援機構関西](#) [検索](#) [← クリック](#)